

令和3年6月吉日

債権の売買に係る留意事項

一般社団法人全国事業者金融協会
会長 岡本 強

はじめに

売掛債権の売買（二者間ファクタリング）を装った実質的な貸付を行う偽装業者が増え、これによる高金利被害や過剰な取り立て行為などが、社会問題となりつつあります。

また偽装業者には反社会的組織との関係を指摘される者も含まれ、また悪質な債権回収を為す業者も少なくなく、これらの取引がトリガーとなり経営破綻に追い込まれる資金需要者も少なくない事から、債権の売却を検討する際には、こうした業者を排除すべく慎重な行動が求められます。

たとえ「売掛債権の売却代金」という名目で受領した金銭であっても、経済的に金銭の貸借と同等の機能を有した取引の場合、貸金業法及び利息制限法などが適用される場合があります。なお、個別の取引が実質的な金銭の貸借にあたるかについては、契約書の形式や文言にとらわれず、経済的効果や取引の実態に照らして判断されるべきです。

本稿では、二者間ファクタリングを偽装する業者が用いる手口を解説し、その対策を検討します。

二者間ファクタリングとは

真正な二者間ファクタリングは、売買対象債権の債務者である売掛先を除く、債権の売主と買主の二者で売掛債権の売買契約を締結します。しかし、この経緯を知らない債務者は、債権を売却してしまった元の債権者(売主)へ弁済してしまいます。このため、債権の売主が買主より売買対象債権の回収業務を受託し、買主へ売買対象金額を返還します。これにより売買が完結します。

この取引による金銭の交付と返還は、売掛金を担保とした融資と返済に酷似していますが、売掛金担保融資における資金需要者は債務者ですから、売掛先が支払を不履行しても債務は免除されません。しかし二者間ファクタリングに於ける売主は、債権回収業務の受託者ですから、売買対象債権の債務者が支払いを不履行した場合には、売却した債権を買い戻す義務は生じません。これが売買と融資の差異です。

二者間ファクタリングの手数料が融資の利息と比べ割高で、利息制限法の対象外である事由は、売掛金が回収不能となるリスクに対する保険料が含まれているからです。したがって、債権の売主が売却対象となる債権を選別する際には回収不能リスクが高いものを優先する事が合理的判断なのですが、過剰なリスクの債権は売買対象外となりません。

売買を偽装する業者

これら二者間ファクタリングの特質を奇貨とし、貸付に転用しているのが偽装業者です。これら業者は、売買対象債権の債務者が約定の支払日に支払いを不履行しても債権の売主に買い戻しを要求します。その具体的手口は次のとおり。

- 1.売買の対象とする債権の請求金額に対する売買対象金額の割合を作為的に低く抑え、可能な限り多くの売掛先に対する債権を売買対象に含め、これら売掛先に債権譲渡通知書を送達すると威迫する。
- 2.売買対象に含まれない売掛債権に譲渡担保を設定し、この対象となった各売掛先に債権譲渡通知書を送達(担保権の実行)すると威迫する。

これらの威迫は、売掛先に秘匿しながら債権を売却したいという売主の心理を逆手にとった債権回収方法であり、売主が偽装業者からの債権譲渡通知の送達を避けるためには、債権の買い戻しを選択せざるを得ないのです。

実務では売買対象債権の債務者が約定の支払日に支払いを不履行する事は稀です。このため、これらの威迫を受ける資金需要者は少ないはずですが、しかし二者間ファクタリングによる現実の取引では、売掛先に債権譲渡通知を送達されてしまった事象が跡を絶ちません。

この事由は債権の多重譲渡や無計画な資金調達など、資金需要者側の問題である場合が多いのですが、偽装業者の一部には架空債権や多重売買を排除しないしなどころか、資金需要者をこれらに誘引している事例もあるためです。

ファクタリングを偽装した貸付の傾向は次のとおりです。

- 1.債権の売買に伴いに売買対象債権の貸倒れリスクが債権の買主に移転しない
- 2.売買対象債権の請求額に比し、売買対象債権額が著しく低額
- 3.公序良俗に反す高額な売買手数料を徴求する
- 4.譲渡担保など買主の優越的地位を濫用した債権保全策を援用する
- 5.架空債権の売買、及び債権の多重売買を誘引する

総括

偽装業者との取引は、高額な債権売買手数料が公序良俗に反すだけでなく、債権者としての優越的地位を濫用した債権回収方法などが、支払い能力と信用を棄損し、資金需要者を経営破綻に至らしめる場合があります。

約定の支払期日の弁済を不履行した売掛先に債権譲渡通知が到達しても一大事にはなりません。しかし、支払いを不履行していない、又は支払済みの売掛先に債権譲渡通知が到達した場合には、その売掛先からの信用を棄損するだけでなく、債権者不確知を事由として請求金額を受領する事すら困難となりますので、売買対象に含まれない売掛金を担保とする事は避けましょう。

偽装業者の中には譲渡担保契約を締結せずに、債権譲渡通知書を送達してしまう業者も少なくありませんので、譲渡担保契約が無いから安心という訳ではありません。

債権の売買契約を締結する際には、事前に契約内容の概要と詳細を確認し、売買手数料、及び担保の有無、並びに債権譲渡通知書の通数などを確認する事を強くお勧めいたします。